

従事要件が課されている地域枠医師等 への対応について

地域枠等の概要（これまでの議論）

医療従事者の需給に関する検討会
第34回 医師需給分科会 資料1
令和2年3月12日

（1）地域枠等の概要

大学が特定の地域や診療科で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都道府県が学生に対して奨学金を貸与する仕組みで、都道府県の指定する区域で一定の年限従事することにより返還免除される（一部例外あり）

- ・県内の特定の地域での診療義務があることから、都道府県内における二次医療圏間の地域偏在を調整する機能がある。
- ・特定の診療科での診療義務がある場合、診療科間の偏在を調整する機能がある。
- ・臨時定員の増員等との組合せにより、都道府県間での偏在を調整する機能がある。

（2）地域枠等の必要数

将来時点の地域枠等の必要数については、2036年時点の医師供給推計（上位実績ベース）数が需要推計（必要医師数）を下回っている場合について、その差を医師不足数として、地域枠等の必要数を算出する。

（3）地域枠等の要請権限

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により、都道府県知事から大学に対する地域枠等の設定・拡充の要請権限が創設。

2036年時点で
医師が不足

恒久定員内に地域枠等を
大学に要請可能

恒久定員の5割程度の地域枠等を設定しても不足
する場合、追加的に臨時定員を大学に要請可能



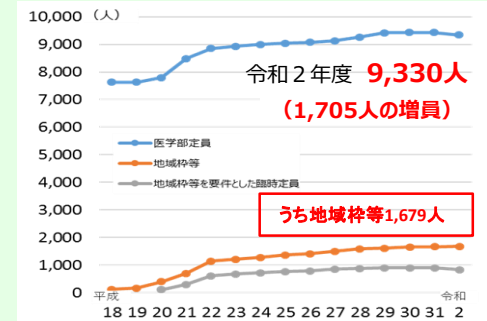
地域医療対策協議会



都道府県知事



A大学



医学部
入学定員
の
年次
推移

※一部の地域で医師の不足が深刻化している状況を踏まえ、平成20年度以降、地域枠等を中心に医学部定員数を暫定的に増加

今後の方針

H30需給推計結果

医師の需要と供給は、2028年には全国レベルで需給が均衡、2036年には3万人程度供給が需要を上回る見込み。

【2020年度、2021年度】

暫定的な需給推計結果を踏まえ、**2019年度の医学部定員を超えない**範囲で、地域枠を要件とした臨時定員の必要性を慎重に精査している。

【2022年度以降の医師養成数について】

「医師の働き方改革に関する検討会 報告書」でとりまとめられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行う。

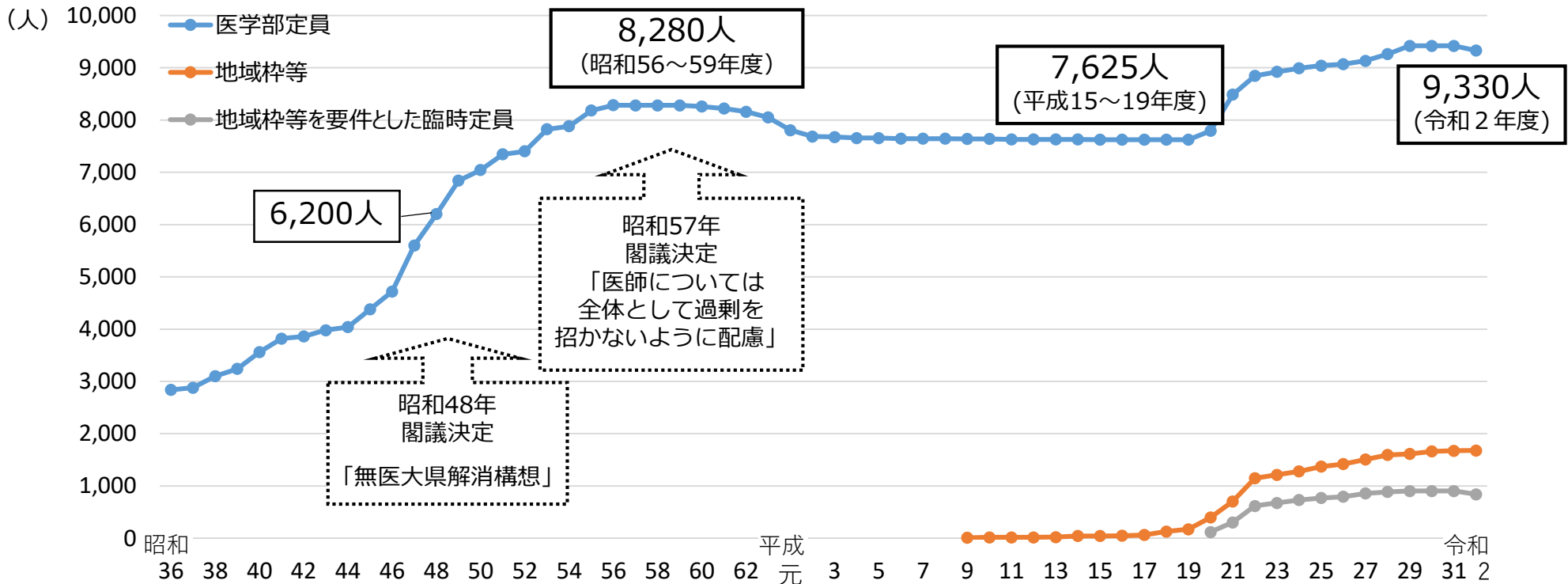
医学部入学定員と地域枠の年次推移

医療従事者の需給に関する検討会
第34回 医師需給分科会 資料1
令和2年3月12日

- 平成20年度以降、**医学部の入学定員**を**過去最大規模**まで増員。
- 医学部定員に占める**地域枠等***の数・割合も、**増加**してきている。

(平成19年度183人 (2.4%) →令和2年1679人 (18.2%))

・地域枠等* : 地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
医学部定員	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420	9419	9420	9330
医学部定員 (自治医科大学を除く)	7525	7683	8373	8733	8810	8868	8918	8946	9011	9139	9297	9296	9297	9207
地域枠等	173	398	706	1149	1214	1278	1371	1420	1506	1595	1613	1662	1675	1679
地域枠等の割合	2.3%	5.2%	8.4%	13.2%	13.8%	14.4%	15.4%	15.9%	16.7%	17.5%	17.3%	17.9%	18.0%	18.2%
地域枠等を要件とした臨時定員	0	118	304	617	676	731	770	794	858	886	904	903	904	840
地域枠等を要件とした臨時定員の割合	0%	1.5%	3.6%	7.1%	7.7%	8.2%	8.6%	8.9%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.1%

※自治医科大学は、設立の趣旨に鑑み地域枠等からは除く。

(地域枠等及び地域枠等を要件とした臨時定員の人数について、文部科学省医学教育課調べ)

2019年度に専門研修に取り組む地域枠医師の状況

令和元年度第2回医師専門研修部会
資料1 一部改 令和元年9月11日

	地域枠制度利用者 736 (100%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい541、いいえ167、未登録28)	
地域枠不同意離脱者 29 (3.9%) (奨学金を貸与した都道府県が離脱を認めていないケース) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい8、いいえ16、未登録5)	地域枠採用形式：別枠方式 20 (2.7%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい4、いいえ11、未登録5) < 離脱した理由内訳 > 結婚による配偶者への他県同伴 (6) 地元への帰還 (4) 専攻プログラム (同診療科) 変更 (3) 専攻プログラム (別診療科) 変更 (2) 制度外施設からの勧誘を受諾 (2) 制度外施設への就職 (1) 上京希望 (1) 病気による脱落 (1)	その他の形式 9 (1.2%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい4、いいえ5) < 離脱した理由内訳 > 結婚による配偶者への他都道府県同伴 (6) 地元への帰還 (1) 専攻プログラム (別診療科) 変更 (1) 県内で人間関係が不良となった (1)
地域枠非離脱者 707 (96.1%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい533、いいえ151、未登録23)	< 内訳 > 従事要件内で研修中 (659) (89.5%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい494、いいえ143、未登録22) 猶予期間中 (46) ・従事要件を満たしながら従事圏外で研修中：制度の範囲内※1 (25) ・ 従事要件を満たさずに従事圏外で研修中：：制度の範囲外※2 (21) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい12、いいえ8、未登録1) 病気療養中 (2)	

※1 医師免許取得後、貸与期間の5/2に相当する期間(15年間)を経過するまでに貸与期間の3/2に相当する期間(9年間)、知事が指定する都道府県内の特定公立病院において勤務することにより義務が免除される等。

※2 都道府県が承諾の上、遅延扱い

2020年に専門研修に取り組む年次の地域枠医師の状況

		地域枠制度利用者 973 (100%)																										
		地域枠採用形式：別枠方式	その他の形式																									
<p>地域枠離脱者 15 (1.5%)</p> <p>内</p> <p>都道府県不同意離脱者 6 (奨学金を貸与した都道府県が離脱を認めていないケース)</p> <p>都道府県同意離脱者 9 (奨学金を貸与した都道府県が離脱を認めたケース)</p> <p>日本専門医機構への地域枠であるかの自己申告回答 (はい0、いいえ11、未登録4)</p>	<p>10 (1.0%)</p> <p>都道府県不同意離脱者 6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>離脱した理由</th> <th>採用診療科 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県外施設希望 (4)</td> <td>外科、精神科、内科、形成外科</td> </tr> <tr> <td>不明 (1)</td> <td>泌尿器科</td> </tr> <tr> <td>一般企業への就職 (1)</td> <td>未登録</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本専門医機構への地域枠であるかの自己申告回答 (はい0、いいえ5、未登録1)</p> <p>都道府県同意離脱者 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>離脱した理由</th> <th>採用診療科 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療科変更 県外 (1)</td> <td>眼科</td> </tr> <tr> <td>診療科変更 県内 (1)</td> <td>内科</td> </tr> <tr> <td>結婚・配偶者の他県同伴 (1)</td> <td>皮膚科</td> </tr> <tr> <td>海外留学 (1)</td> <td>未登録</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本専門医機構への地域枠であるかの自己申告回答 (はい0、いいえ3、未登録1)</p>	離脱した理由	採用診療科 等	県外施設希望 (4)	外科、精神科、内科、形成外科	不明 (1)	泌尿器科	一般企業への就職 (1)	未登録	離脱した理由	採用診療科 等	診療科変更 県外 (1)	眼科	診療科変更 県内 (1)	内科	結婚・配偶者の他県同伴 (1)	皮膚科	海外留学 (1)	未登録	<p>5 (0.5%)</p> <p>都道府県不同意離脱者 0</p> <p>都道府県同意離脱者 5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>離脱した理由</th> <th>採用診療科 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県外施設希望 (3)</td> <td>麻酔科、脳神経外科、形成外科</td> </tr> <tr> <td>家業を継ぐため (1)</td> <td>美容形成に従事</td> </tr> <tr> <td>自身の病気 (1)</td> <td>保健所に勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本専門医機構への地域枠であるかの自己申告回答 (はい0、いいえ3、未登録2)</p>	離脱した理由	採用診療科 等	県外施設希望 (3)	麻酔科、脳神経外科、形成外科	家業を継ぐため (1)	美容形成に従事	自身の病気 (1)	保健所に勤務
	離脱した理由	採用診療科 等																										
	県外施設希望 (4)	外科、精神科、内科、形成外科																										
	不明 (1)	泌尿器科																										
一般企業への就職 (1)	未登録																											
離脱した理由	採用診療科 等																											
診療科変更 県外 (1)	眼科																											
診療科変更 県内 (1)	内科																											
結婚・配偶者の他県同伴 (1)	皮膚科																											
海外留学 (1)	未登録																											
離脱した理由	採用診療科 等																											
県外施設希望 (3)	麻酔科、脳神経外科、形成外科																											
家業を継ぐため (1)	美容形成に従事																											
自身の病気 (1)	保健所に勤務																											
<p>地域枠非離脱者 958 (98.5%)</p>	<p><内訳></p> <p>従事要件内で研修中 (925) (95.1%)</p> <p>猶予期間中 (31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事要件を満たしながら従事圏外で研修中：制度の範囲内※1 (21) ・従事要件を満たさずに従事圏外で研修中：制度の範囲外※2 (10) <p>不明 (2)</p>																											

※1 医師免許取得後、貸与期間の5/2に相当する期間(15年間)を経過するまでに貸与期間の3/2に相当する期間(9年間)、知事が指定する都道府県内の特定公立病院において勤務することにより義務が免除される等。

※2 都道府県が承諾の上、遅延扱い

昨年の論点と課題

昨年の論点と課題


○専門医制度の採用プロセスにおいて、各専攻医の特定の地域への従事要件等の有無を確認するようにすることとしてはどうか。

→現在の専門医機構のシステムへの登録は、自己申告のため十分に機能していない

○日本専門医機構の採用プロセスの中で、地域枠医師等、一定の従事要件が課せられている医師を、当該都道府県との合意なく、当該都道府県以外の専門研修プログラムでは採用できないこととしてはどうか。

→下記の理由から、日本専門医機構が都道府県に対し、採用前に従事要件の確認を行うのみでは地域枠離脱防止は困難

- ・従事要件を遵守しながら、当該都道府県以外の専門研修プログラムで研修を行う事例が多々あり得ること
- ・臨床研修と比較し、従事要件が複雑となる(診療科×地域)ことから、採用時点における確認が困難であること
- ・都道府県との合意形成のための話し合いが専門研修開始直前まで行われていること

 専門研修プログラム開始後にも、日本専門医機構が都道府県に対し、専攻医の従事要件の確認を随時行えるような体制とする必要があるのではないか。

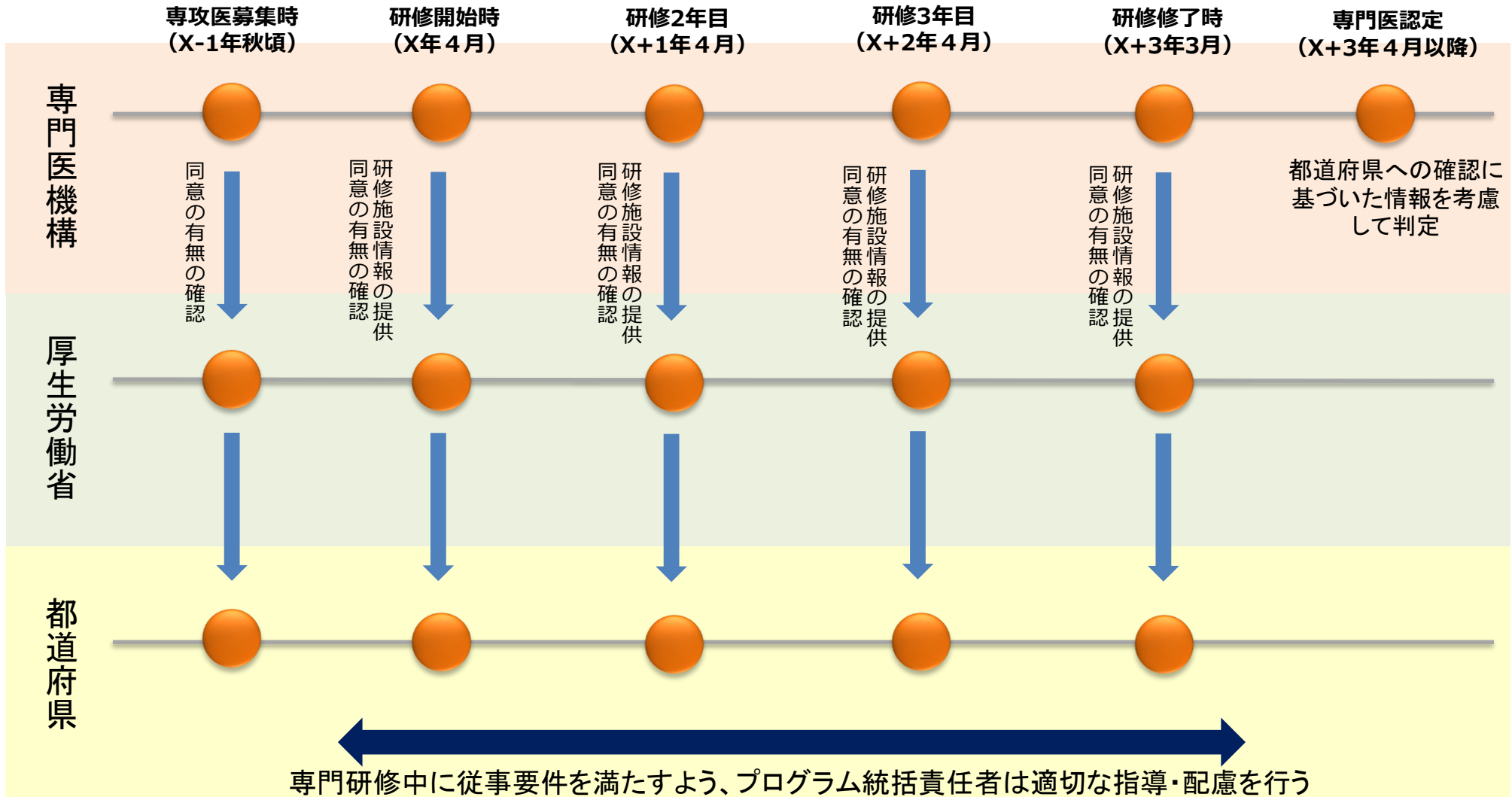
以下の点について、日本専門医機構等に意見することを念頭に、都道府県の意見を聴いてはどうか。

○今後、都道府県の同意を得ずに専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこととしてはどうか。認定する場合も、都道府県の上承を得ることを必須としてはどうか。

具体的には、下記のような対応を行うこととしてはどうか。

- ・専門研修システム登録時に本人の同意を取得した上で、地域枠離脱に関する都道府県の同意の有無について、専攻医募集時および研修開始後に日本専門医機構が都道府県に対して確認する。
- ・研修開始後に都道府県の同意を得ていないことが判明した場合は、専門研修中に従事要件を満たした研修を行うよう、プログラム統括責任者が指導し、ローテーションにおいても変更することを含め配慮するよう努める。

従事要件の確認のイメージ(案)



參考資料

臨床研修制度における地域枠医師への対応

- ① 都道府県が地域枠該当者の情報を大学へ提供
- ② 従事要件等が課されている研修希望者には、大学が地域枠用のマッチング参加登録用IDを配付
- ③ 研修希望者は、マッチング参加登録手続きの際、従事要件等を入力
- ④ 各都道府県は、ログインIDをマッチング協議会より提供を受け③で入力されたデータの従事要件等を確認し、必要があれば本人に確認して追記・修正を行う
- ⑤ 臨床研修病院は、マッチングの希望順位登録前に研修希望者の従事要件等をシステム上で必ず確認
※氏名等で検索が可能
- ⑥ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等に疑義がある場合、該当する都道府県に照会できる
- ⑦ 臨床研修病院は、⑤⑥を踏まえ、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上でマッチングの希望順位登録を行う
- ⑧ 研修開始後に、厚生労働省は、臨床研修病院が提出する年次報告(研修医名簿)を確認し、マッチングと齟齬がないか確認

